

○ 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十二号）  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

<p>（内部統制監査報告書の記載事項）          第六条 第一条第二項に規定する内部統制監査報告書には、次に掲げる事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。この場合において、当該内部統制監査報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員（以下「業務執行社員」という。）が、自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。ただし、指定証明（公認会計士法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。）又は特定証明（同法第三十四条の十の五第二項に規定する特定証明をいう。）であるときは、当該指定証明に係る指定社員（同法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。）又は当該特定証明に係る指定有限責任社員（同法第三十四条の十の五第二項に規定する指定有限責任社員をいう。）である業務執行社員が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。</p> <p>一 内部統制監査を実施した公認会計士又は監査法人の意見に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 当該意見に係る内部統制監査の対象となった内部統制報告書の範囲</p> <p>ロ 内部統制報告書が、一般に公正妥当と認められる財務報告</p>	<p>（内部統制監査報告書の記載事項）          第六条 第一条第二項に規定する内部統制監査報告書には、次の各号に掲げる事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。この場合において、当該内部統制監査報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員（以下「業務執行社員」という。）が、自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。ただし、指定証明（公認会計士法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。）又は特定証明（同法第三十四条の十の五第二項に規定する特定証明をいう。）であるときは、当該指定証明に係る指定社員（同法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。）又は当該特定証明に係る指定有限責任社員（同法第三十四条の十の五第二項に規定する指定有限責任社員をいう。）である業務執行社員が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。</p> <p>一 内部統制監査の対象</p>
--	--

に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見  
前号ロに掲げる意見の根拠

二|| 経営者及び監査役等（監査役、監査役会、監査等委員会又は監査委員会をいう。第四項において同じ。）の責任

三|| 「略」  
四|| 「号を削る。」

「五・六 略」  
「項を削る。」

2|| 前項第一号ロに掲げる意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 無限定適正意見 内部統制監査の対象となった内部統制報告書が、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

二 除外事項を付した限定付適正意見 内部統制監査の対象となった内部統制報告書が、除外事項を除き一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

三 不適正意見 内部統制監査の対象となった内部統制報告書が不適正である旨

3|| 第一項第二号に掲げる意見の根拠は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 内部統制監査に当たって、公認会計士又は監査法人が一般に

「号を加える。」

二|| 経営者の責任

三|| 「同上」

四|| 内部統制報告書が、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

「五・六 同上」

2|| 前項第一号に掲げる内部統制監査の対象は、内部統制監査の対象となった内部統制報告書の範囲について記載するものとする。  
「項を加える。」

「項を加える。」

公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して監査を実施したこと。

二 内部統制監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること。

三 第一項第一号ロに掲げる意見が前項第二号に掲げる意見の区分である場合には、次のイ又はロに掲げる事項

イ 除外した不適切な事項及び当該事項が財務諸表監査に及ぼす影響

ロ 実施できなかつた重要な監査手続及び当該重要な監査手続を実施できなかった事実が財務諸表監査に及ぼす影響

四 第一項第一号ロに掲げる意見が前項第三号に掲げる意見の区分である場合には、内部統制監査の対象となつた内部統制報告書が不適正である理由及び当該内部統制報告書が不適正である

ことが財務諸表監査に及ぼす影響

4 第一項第三号に掲げる経営者及び監査役等の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 経営者には、財務報告に係る内部統制の整備及び運用並びに内部統制報告書の作成の責任があること。

二 監査役等には、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視し、かつ、検証する責任があること。

三 第一項第四号に掲げる内部統制監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 「略」

二 「号を削る。」

三 「略」

四 「号を削る。」

五 「略」

3 第一項第二号に掲げる経営者の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 財務報告に係る内部統制の整備及び運用並びに内部統制報告書の作成の責任は経営者にあること。

二 「号を加える。」

三 「同上」

四 「同上」

五 「同上」

六 「同上」

七 「同上」

八 「同上」

九 「同上」

十 「同上」

十一 「同上」

十二 「同上」

十三 「同上」

十四 「同上」

十五 「同上」

「項を削る。」

6 「略」  
7 公認会計士又は監査法人は、重要な監査手続が実施されなかつたこと等により、第一項第一号ロに掲げる意見を表明するための基礎を得られなかった場合には、同項の規定にかかわらず、同号ロに掲げる意見の表明をしない旨及びその理由を内部統制監査報告書に記載しなければならない。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

5

第一項第四号に掲げる意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 無限定適正意見 内部統制監査の対象となつた内部統制報告書が、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示していると認められる旨

二 除外事項を付した限定付適正意見 内部統制監査の対象となつた内部統制報告書が、除外事項を除き一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外した不適切な事項及び当該除外事項が財務諸表監査に及ぼす影響又は実施できなかつた重要な監査手続等及び当該事実が財務諸表監査に及ぼす影響

三 不適正意見 内部統制監査の対象となつた内部統制報告書が、不適正である旨及びその理由並びに財務諸表監査に及ぼす影響

6 「同上」  
7 公認会計士又は監査法人は、重要な監査手続が実施されなかつたこと等により、第一項第四号の意見を表明するための基礎を得られなかった場合には、同項の規定にかかわらず、同号の意見の表明をしない旨及びその理由を内部統制監査報告書に記載しなければならない。